



清水町議会会議規則等運用例の一部改正

清水町議会会議規則等運用例（昭和 63 年制定）の一部を次のように改正する。

第 44 項の「、とまち広域消防事務組合は、正副議長が組合議員となり、西十勝消防組合の議員は、正副議長と所管する常任委員会の正副委員長が当たることを例とし、その任期は常任委員の任期とする」を「、とまち広域消防事務組合は、正副議長が組合議員となることを例とする」に改める。

附 則

改正後の運用例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
<p>議案第何号、意見案第何号と、それぞれ発議の順序により、各別に、一連番号を付する。</p> <p>39 議員発議案の提出方法は、次の例による。(法112. 規14)</p> <p>(1) 議員が提案しようとする発議案は、所定の様式により案文に賛成者議員の署名を求めた上議長に提出する。</p> <p>(2) 委員会で提案しようとする発議案は、委員長が提出者議員となり、委員が賛成者議員となるのを例とする。</p> <p>(3) 請願(陳情)採択に伴う、意見書等の発案は、関係委員会の所管とする。</p> <p>(4) 通常議長は、議案等の提出者又は賛成者に加わらないことを例とする。</p> <p>40 理事者から提出する議案等は、理事者において必要部数を印刷製本し、議会招集の通知と一緒に、定例会にあつては8日前、その他の議会にあつては3日前に送付する(休日は算入しないもの)のを例とする。</p> <p>(議事日程)</p> <p>41 議事日程は、本会議開催日ごとに作成する。議事日程には、当日の議会で行われるもの一切を記載し、その順序は、おおむね議会の構成に関するもの、諸報告、議案、選挙、請願(陳情)、議会関係報告等の順とする。</p> <p>(規21)</p> <p>日程にない事件を追加する場合は追加日程とし、以下の番号は変更しない。</p> <p>42 延会のため議事が終わらなかつた議事は、おおむね他の事件に先行して次回の議事日程に記載する。(規23)</p> <p>(選挙)</p> <p>43 議長及び副議長の選挙は、投票により行うのを例とする。(法118)</p> <p>44 一部事務組合議員の選挙、並びに選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は、指名推選の方法により行うことを例とする。十勝圏複合事務組合及び十勝環境複合事務組合は、議長が組合議員となり、とちち広域消防事務組合は、正副議長が組合議員となることを例とする。</p>	<p>議案第何号、意見案第何号、決議案第何号等と、それぞれ発議の順序により、各別に、一連番号を付する。</p> <p>39 議員発議案の提出方法は、次の例による。(法112. 規14)</p> <p>(1) 議員が提案しようとする発議案は、所定の様式により案文に賛成者議員の署名を求めた上議長に提出する。</p> <p>(2) 委員会で提案しようとする発議案は、委員長が提出者議員となり、委員が賛成者議員となるのを例とする。</p> <p>(3) 請願(陳情)採択に伴う、意見書等の発案は、関係委員会の所管とする。</p> <p>(4) 通常議長は、議案等の提出者又は賛成者に加わらないことを例とする。</p> <p>40 理事者から提出する議案等は、理事者において必要部数を印刷製本し、議会招集の通知と一緒に、定例会にあつては8日前、その他の議会にあつては3日前に送付する(休日は算入しないもの)のを例とする。</p> <p>(議事日程)</p> <p>41 議事日程は、本会議開催日ごとに作成する。議事日程には、当日の議会で行われるもの一切を記載し、その順序は、おおむね議会の構成に関するもの、諸報告、議案、選挙、請願(陳情)、議会関係報告等の順とする。</p> <p>(規21)</p> <p>日程にない事件を追加する場合は追加日程とし、以下の番号は変更しない。</p> <p>42 延会のため議事が終わらなかつた議事は、おおむね他の事件に先行して次回の議事日程に記載する。(規23)</p> <p>(選挙)</p> <p>43 議長及び副議長の選挙は、投票により行うのを例とする。(法118)</p> <p>44 一部事務組合議員の選挙、並びに選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は、指名推選の方法により行うことを例とする。十勝圏複合事務組合及び十勝環境複合事務組合は、議長が組合議員となり、とちち広域消防事務組合は、正副議長が組合議員となり、西十勝消防組合の議員は、正副議長と</p>

改正後	改正前
<p>45 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項第2号の規定による農業委員となるべき者の推薦は、3名以内とし指名推薦の方法により行うことを例とする。なお、議会としては、農業委員となるべき者の推薦であるので、本人の承諾は長において得るものとする。</p> <p>46 投票は事務局局長の点呼に応じ、議席順に順次行い、議長は、最後に議席で投票する。（規29）</p> <p>47 選挙の結果当選人が議場にいないときは、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭で当選告知をする。当選人が議場にいないときは文書をもつて告知し、当選人から当選承諾書の提出を求める。（規32）</p> <p>48 議長、副議長に当選した議員は、当選の告知を受けたあと、直ちに就任のあいさつを行うことを例とする。 （議案等の朗読）</p> <p>49 議案になつた事件について、議長は必要があると認めるとき職員にその主文等について朗読させる。明細書、説明書、数表等については朗読しないことを例とする。（規37）</p> <p>50 議員発議の議案、意見案、決議案、並びに委員長報告等、及び請願（陳情）は、職員に朗読させる。 （発言）</p> <p>51 議員及び説明員は、質疑並びに答弁の際は挙手をして議長の指示を受けなければならない。 発言は、自席で（発言スイッチを押し）起立して行わなければならない。 （発言が終つたとき発言終了スイッチを押す。）</p> <p>52 質疑は、初回は質疑事項の全部を一括して述べ、再質疑からは一問一答とする。 （議場の演壇及び質問台の使用区分）</p> <p>53 演壇を使用する場合は、次のとおりとする。</p>	<p>所管する常任委員会の正副委員長が当たたることを例とし、その任期は常任委員の任期とする。</p> <p>45 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項第2号の規定による農業委員となるべき者の推薦は、3名以内とし指名推薦の方法により行うことを例とする。なお、議会としては、農業委員となるべき者の推薦であるので、本人の承諾は長において得るものとする。</p> <p>46 投票は事務局局長の点呼に応じ、議席順に順次行い、議長は、最後に議席で投票する。（規29）</p> <p>47 選挙の結果当選人が議場にいないときは、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭で当選告知をする。当選人が議場にいないときは文書をもつて告知し、当選人から当選承諾書の提出を求める。（規32）</p> <p>48 議長、副議長に当選した議員は、当選の告知を受けたあと、直ちに就任のあいさつを行うことを例とする。 （議案等の朗読）</p> <p>49 議案になつた事件について、議長は必要があると認めるとき職員にその主文等について朗読させる。明細書、説明書、数表等については朗読しないことを例とする。（規37）</p> <p>50 議員発議の議案、意見案、決議案、並びに委員長報告等、及び請願（陳情）は、職員に朗読させる。 （発言）</p> <p>51 議員及び説明員は、質疑並びに答弁の際は挙手をして議長の指示を受けなければならない。 発言は、自席で（発言スイッチを押し）起立して行わなければならない。 （発言が終つたとき発言終了スイッチを押す。）</p> <p>52 質疑は、初回は質疑事項の全部を一括して述べ、再質疑からは一問一答とする。 （議場の演壇及び質問台の使用区分）</p> <p>53 演壇を使用する場合は、次のとおりとする。</p>